

第9回 貧困の連鎖対策研究会 議事録

日 時：2018年5月29日（火）午後3時～5時

場 所：第2750地区ガバナー事務所

1 勉強会

各メンバーの住所地やロータリークラブ所在地の自治体において、貧困家庭の子どもに対するサポート体制や取り組みがあるかを調査し、情報を収集して共有する。

【生活困窮者の子どもへの学習支援に関する法的根拠】

国では5年前に法的枠組みを作っている

①平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律。第10条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする

②平成25年12月、生活困窮者自立支援法。第7条2項2号 生活困窮者の子どもに対して学習支援を行う。

格差社会の拡大により、貧困世帯の子どもは貧困のままであるという現実や虐待等で就学前に人格が壊れてしまうケースもある。今後、格差が拡大することで生活保護受給者が増える一方、税金を払う国民がいなくなることも考えられる。政府も自覚して法律を作ったものの、積極的には行われていないのが実情。

【東京都】

各区の社会福祉協議会が学習支援を行っているが、この事業は任意事業と位置づけられており、生活支援物資を渡すような義務事業とは異なるため普及していない。学習支援ボランティアを受けているのは、生活保護世帯が多い。

都としては保育所の待機児童問題を優先しており、学習支援まで手が回らない状態と聞いている。今、規制を下げた東京中心に認可外保育施設を増やそうとしているが、貧困層ではない人たちをターゲットとする営利事業者によるものであるという話もある。

【世田谷区】

ひとり親家庭の小学1年生から中学3年生を対象として学習支援ボランティア事業を行っている。月2回（年間24回）、区内7か所で実施、ボランティア登録数151人。これに対し、実際に学習支援を受けた子どもの数は68人（小学生35人、中学生33人）。世田谷区民89万人の中に生活困窮者は3000人いると言われているが、わずかな子どもしか学習支援を受けていない。他の区でも、区から紹介される子どもは主に生活困窮世帯だと聞いている。

また見た目などでは生活困窮者とはわからないが、友達に誘われたときにお金がなく一緒に遊びに行くことができないことがある。特に一番困るのは夏休み。遊んだり、勉強したりできる場所が必要ということで、世田谷区では空き家を活用した無料で子ども達が遊べる場所を作った。ただ、開設して間もなく所有者が亡くなったために相続人から返還を求められたということもあった。

世田谷区社会福祉協議会によれば、区内には2か所の児童養護施設があり、それぞれボランティアを募集している。

【港区】

乳児院は2か所あるが、学習支援ができる場所は1か所もない。港区の場合、就学援助の対象となる児童数が小学生1070人、中学生551人と少ないためだろう。また主体となる運営者、経験のある事業者がいらないと思われる。本格的に学習支援を行うとなったら、キッズドアなどに委託する方が早いと思う。

【まとめ】

七田厚氏が脳は1歳～3歳で7割発達し、16歳～17歳にピークを迎えたとおっしゃっていた。キッズドアなどが対象としていない未就学児に対して、国語

・算数・英語ではなく、やる気・自立性・自発性を育てる環境を与えたい。現状では運営主体にはなれないから、実績のある運営者に金銭的支援を行いたい。

2 次回

日時：2018年7月18日（水）午後3時～5時

場所：東京プリンスホテル3階「ハイビスカス」

内容：集めた情報を基に、具体的な活動計画について。また、クラウドファンディングで支援を募る場合の第三者に向けた名称について。

以上